

バス事業 安全報告書

〈2020年〉



 とさでん交通株式会社

運輸本部 自動車業務部

ご挨拶

弊社のバス事業に対して、日頃のご利用とご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。平成26年10月1日に弊社が設立され、早いもので5年半余が経過しました。この間、公共交通を預からせていただく者として、安全運行は最大の企業命題と位置づけ、法令等で定められた事項を遵守するとともに、日々の安全意識、安全運転の徹底に加え一段と現実味が増してきた南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策にも注力してまいりました。

このような中、本年に入り、瞬く間に世界的に感染を拡大した新型コロナウイルスによる未曾有とも言える経済的・社会的影響の打撃を受け、国内の公共交通は機能不全とも言える状態に陥りました。

しかしながら、弊社のバス事業、とりわけ路線バス事業は、県民・市民の皆様の生活を支える重要な公共交通機関であることから、感染が報じられた早い時点から、乗務員のマスクの使用、車内消毒、お客さまへの注意喚起等、あらゆる対策を講じながら、運休することなく運行を続けてまいりました。

コロナ禍の終息は一向に見通しが立たない厳しい状況が続きますが、路線バスの持つ大きな役割と、この緊急時における弊社職員の「エッセンシャルワーカー」としての使命をしっかりと認識し、国等の行政機関等との連携の下、お客さまに安心してご利用いただけるよう全社を挙げて取り組んでまいります。

本報告書は、道路運送法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、交通事業者としての自らを振り返るとともに、広く弊社の取組みをご理解いただくために公表するものでございますが、多くの皆様の声を輸送の安全等に取り入れ役立たせていただきたく、是非とも積極的なご意見を賜れば幸甚に存じます。



とさでん交通株式会社
代表取締役社長
片岡 万知雄

1. 輸送の安全に関する基本方針

「安全基本方針」を次のように掲げ、安全安心な輸送を実現すべく役職員一丸となって取り組んでおります。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解すると共にこれを遵守し、厳正・忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱をします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を取ります。
- (6) 情報は漏れなく迅速・正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2019年度の目標及び達成状況

(1)有責死亡事故件数	目標 0 件	結果 0 件
(2)重大事故件数	目標 0 件	結果 0 件
(3)有責事故件数	目標 2018 年対比 10%減	結果 53 件 (対前年 25%減)

2020年度の目標

(1)有責死亡事故件数	目標 0 件
(2)重大事故件数	目標 0 件
(3)有責事故件数	目標 2019 年対比 10%減

3. 輸送の安全に関する重点施策

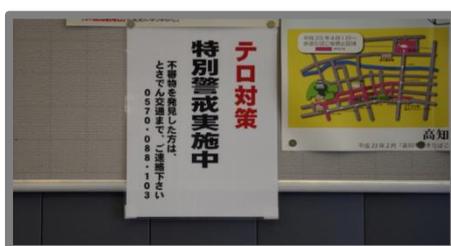
- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令の理解とその遵守を行います。
- (2) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な改善措置又は予防処置を講じます。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を伝達、共有いたします。

- (4) 安全・安心な輸送に必要な運転と接客教育及び研修を実施し、プロドライバーとしての品質強化を図ります。
- (5) 輸送の安全性向上のために、ソフト面においてはヒヤリハット事例の活用、ハード面においては車両・施設等の改善を図り安全運行のための環境を整え、事故抑止に努めます。

4. 2019年度の輸送の安全に関する取組状況

(1) バスジャック・テロ対策

利用者の安全を確保するため待合室や主要停留所に、不審物の発見と通報についてのポスターを掲示し、ご協力をお願いしております。また、定期的に当社係員が当該停留所の巡回点検を実施しております。



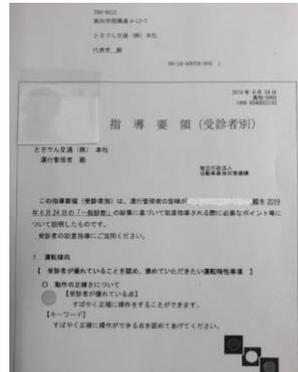
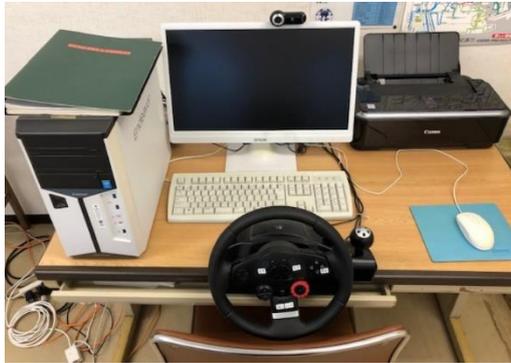
(2) 人財教育

プロドライバーとしてのスキルアップを図るため、ドライブレコーダーのデータを活用して事故・苦情惹起者への個別指導を行っています。また、自社内に導入している自動車事故対策機構のナスバネットにて実施した適性診断結果を用いて、個々の運転手に自己の運転行動の特性を自覚させ、監督者より安全運転のための助言・指導を行っています。自社の研修施設では、順次、安全・接客研修を全乗務員に対して行なっております。

【ドライブレコーダーを活用した個別指導】



【ナスバネットを活用した適性診断結果を用いた安全指導】



【知寄町研修施設での安全講習と模擬訓練車を活用した接遇・応対研修】



(3) 各種訓練等の実施

①南海トラフ大地震・津波に備えての研修

6月14日に防災訓練としまして、外部講師を招聘し「巨大地震の教訓と備え」についての講習を実施しました。また、安全統括管理者による「南海トラフ地震発生時における初動対応」についての講義も実施しました。



②重大事故対応訓練

12月17日に貸切バスが衝突事故に遭遇した想定で、訓練を実施しました。内容は、バス車内（廃車車両を利用）から運転手が消防隊員と協力して乗客を安全に非常口から脱出させるとともに救護場所への誘導、運転手から対策本部・消防署への連絡といった訓練を行いました。

また、今回は消防隊の指導による「消火器使用訓練」を行い、参加運転手や対策本部の訓練スタッフも、消火器により実際の炎を消火するといった訓練を行いました。



③バスジャック対応訓練

1月24日には高知県バス協会他、関係先にご協力いただき、対策本部と社内また、関係機関との連絡といった訓練を実施しました。



(4) 安全性の向上を図るためのハード面の装備と適切な運転方法・性能の把握

本年度は、新たに購入した路線バス2台に「ドライバー異常時対応システム」EDSSを導入。1月10日に棧橋車庫内を40～50kmで路線バスを走行させ、実際にEDSSの非常ブレーキボタンを押下しての制動距離測定を行いました。また、路線バスをご利用のお客さまにもシステムの機能をお知らせするために、マスコミ各社に取材いただき、新聞記事等による広報も行いました。

※「ドライバー異常時対応システム（EDSS）：体調急変等により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった場合に、ボタンを押下することにより緊急措置としてシステムが車両を停止させる。」

5. 輸送の安全に関する内部監査について

(1) 監査目的

安全管理体制が適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するために、毎年実施しております。

(2) 実施者

コンプライアンス室

(3) 実施内容

運輸安全マネジメント制度において求められる、輸送の安全に関する安全管理体制全般について検証いたしました。

バス部門内部監査 2020年3月24日～25日

(4) 監査結果

安全管理体制の構築、および、改善に関する取り組みは概ね良好である。なお、ヒヤリハット情報の収集・分析等については引き続き工夫改善に努めるようにとの評価を受けました。

6. 安全管理規程

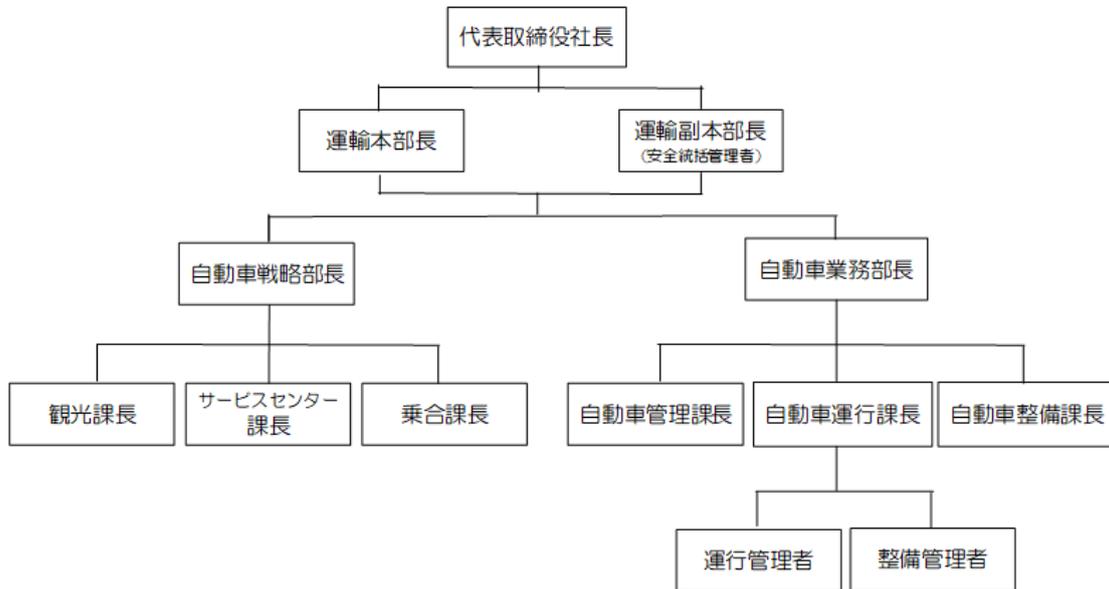
安全管理規定（とさでん交通㈱）・・・別途添付

7. 安全管理体制

代表取締役社長を頂点とする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

役 職	役 割
代表取締役社長 片岡 万知雄	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 鈴木 憲二	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に必要な運転及び事故防止に関する事項を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に必要な車両に関する事項を統括する。

安全管理体制図



8. 安全報告書へのご意見に対する連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

連絡先

とさでん交通株式会社 経営企画室

営業時間 8時30分～17時30分（土日祝日を除く）

TEL 088-833-7112

FAX 088-833-7150

<http://www.tosaden.co.jp/mail/>

別紙

バス安全管理規程



とさでん交通株式会社

目次

第1章 総則	3
(目的)	3
(適用範囲)	3
第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	3
(輸送の安全に関する基本的な方針)	3
(輸送の安全に関する重点施策)	3
(輸送の安全に関する目標)	4
(輸送の安全に関する計画)	4
第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	4
(経営トップ等の責務)	4
(社内組織)	4
(安全統括管理者の選任及び解任)	5
(安全統括管理者の責務)	5
第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	6
(輸送の安全に関する重点施策の実施)	6
(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)	6
(事故、災害時に関する報告連絡体制)	6
(輸送の安全に関する教育及び研修)	6
(輸送の安全に関する内部監査)	7
(輸送の安全に関する業務の改善)	7
(情報の公開)	7
(輸送の安全に関する記録の管理等)	7

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第22条の2に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、絶えず輸送の安全性の向上に努めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 次に掲げる事項を、輸送の安全に関する基本的な方針とする。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために 必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップ等の責務)

第7条 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ①安全統括管理者
 - ②統括運行管理者
 - ③運行管理者
 - ④整備管理者
 - ⑤その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別紙の定める安全管理体制図による

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 車両の運行が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと運行管理者及び乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、内部監査規程の定めるところにより、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎事業年度の経過100日以内に外部に対して公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

この規程は平成26年10月1日より適用する。